平成２２年（フ）第１２４９９号
東京都台東区元浅草３丁目４―８　第２小島ビル４Ｆ
破産者　星野　智子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５２１号
東京都大田区池上６丁目37―１―102、開始決定時の住所東京都大田区南雪谷２丁目20―17
破産者　藤井　　誠
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５５０号
東京都世田谷区駒沢３丁目28―21―103
破産者　小坂　知美
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５９６号
東京都台東区東上野４丁目―６―７―1007、開始決定時の住所東京都荒川区西日暮里６丁目13―12―1001
破産者　篠田　輝男
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６１８号
千葉県柏市鷲野谷1028―２
破産者　加藤　只浩
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７３号
山形県鶴岡市藤島字前野97番地５
破産者　有限会社ゆうき
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第５８号
山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂森14番地の25
破産者　有限会社陽光開発
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１６２６号
さいたま市中央区本町東７丁目３番２号
破産者　有限会社ピー・アンド・エー食産研究所
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６１号
埼玉県川口市西青木４丁目６番30号
破産者　仁健工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目13番地８
破産者　有限会社三栄工業
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
埼玉県志木市下宗岡４丁目11番48―301号
破産者　有限会社菊地工業所
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４６号
埼玉県加須市外川54番地187
破産者　有限会社ウォーターエコサービス
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７０号
埼玉県川口市青木２丁目10番45号
破産者　有限会社ファームシステム
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５０号
東京都葛飾区亀有４丁目10番22号
破産者　株式会社東京ギフト商事
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４００９号
東京都葛飾区亀有４丁目10―22
破産者　増田　　主
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０１０号
東京都葛飾区亀有４丁目10―22
破産者　増田　久子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５４号
東京都大田区中央３丁目５番６号
破産者　有限会社浅川工業
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５５号
東京都立川市幸町１―14―12ＳＨＯＥＩビル402、住民票上の住所東京都東大和市仲原３丁目１番地の３ボヌール金原302号
破産者　浅川　大輔
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
横浜市神奈川区片倉町436番地の１
破産者　有限会社三徳ホーム
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９号
横浜市神奈川区片倉町434番地の１
破産者　有限会社三徳ハウジング
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４３号
横浜市磯子区下町２番39号
破産者　高浜食糧株式会社
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部